

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年7月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900003号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1900003号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社における労働者年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和17年6月1日、喪失年月日を昭和18年3月11日に訂正し、昭和17年6月から昭和18年2月までの標準報酬月額を60円とすることが必要である。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和28年6月1日、喪失年月日を同年8月9日に訂正し、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

昭和17年6月1日から昭和18年3月11日までの期間及び昭和28年6月1日から同年8月9日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和17年6月1日から昭和18年3月11日まで
② 昭和28年6月1日から昭和28年8月9日まで

請求期間①及び②について、年金事務所から夫(訂正請求記録の対象者)と同姓同名で同一生年月日の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の記録(未統合記録)があると照会があったが、夫が勤務していた事業所名等が分からず、年金事務所では夫の記録に統合してもらえないので、調査の上、夫の記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、厚生年金保険被保険者台帳において、訂正請求記録の対象者と同姓同名かつ同一生年月日で基礎年金番号に統合されていない、A社に係る労働者年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和17年1月1日、資格喪失日は昭和18年3月11日）が確認できる。

また、訂正請求記録の対象者の長女は、「父は、戦時中はC県で働いていたと言っていた。」旨陳述しているところ、請求期間①において、A社に係る労働者年金保険被保険者資格が確認できる同僚が、「訂正請求記録の対象者は、A社に勤務していた。訂正請求記録の対象者を含む複数のD県の人が、C県にあったA社に勤務していた。」旨回答していることから、訂正請求記録の対象者がA社に勤務していたことが推認できる。

さらに、オンライン記録において、訂正請求記録の対象者と同姓同名かつ同一生年月日の者は、ほかには見当たらない。

これらを総合的に判断すると、前述の基礎年金番号に統合されていない労働者年金保険被保険者記録は、訂正請求記録の対象者の同被保険者記録であると認められ、事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和17年6月1日に同被保険者資格を取得し、昭和18年3月11日に喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に対して行ったと認められる。

なお、労働者年金保険法は、適用準備期間を経て昭和17年6月分から保険料の徴収が開始されていることから、同年1月1日に被保険者資格を取得した者であっても、労働者年金保険の被保険者期間に参入されるのは、保険料徴収開始後である同年6月1日以降の期間となる。

また、昭和17年6月から昭和18年2月までの標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、60円とすることが必要である。

2 請求期間②について、厚生年金保険被保険者台帳及びB社に係る同被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者と同姓同名かつ同一生年月日で基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和28年6月1日、資格喪失日は同年8月9日）が確認できる。

また、B社が保管する、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（昭和28年6月1日付け）及び健康保険被保険者資格喪失届（昭和28年8月15日付け）により、前述の厚生年金保険被保険者記録と一致する届出が行われていることが確認できる。

さらに、訂正請求記録の対象者に係る戸籍附票により、請求期間②における住所は、D県E郡F村*（現在は、G市H町）であったことが確認できるとともに、訂正請求記録の対象者の長女は、「父は請求期間②当時、同所に住んでいた。」旨陳述しているところ、請求期間②においてB社に係る厚生年金保険被保険者資格が確認できる複数の同僚は、「訂正請求記録の対象者のことは記憶していないが、B社（G市）には、G市周辺の通勤可能な者が雇用され勤務していたと思う。」旨陳述して

いる。

加えて、オンライン記録において、訂正請求記録の対象者と同姓同名かつ同一生年月日の者は、ほかには見当たらない。

これらを総合的に判断すると、前述の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録は、訂正請求記録の対象者の同被保険者記録であると認めることが相当であり、事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和 28 年 6 月 1 日に同被保険者資格を取得し、同年 8 月 9 日に喪失した旨の届出を保険出張所に対して行ったと認められる。

また、昭和 28 年 6 月及び同年 7 月の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳及び同被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが必要である。